

住民監査請求に基づく監査結果の意見に係る見解等

監査の対象：平成30年7月30日付け住民監査請求（平成30年9月27日付け大監第45号）

所管所属：生野区

提出日：平成30年11月29日

意見	意見に係る見解、経過及び現状等
<p>上述のとおり、今回の監査請求においては、請求人が主張していない点についても監査を行ったところであるが、合議が調わず監査及び勧告についての決定には至らなかったが、本件監査請求の対象となった地域活動協議会補助金の充当につき、改善すべき点について意見を申し添える。</p> <p>交付要綱第2条第1項及び第2項において補助の対象となる市民活動の分野、経費が限定され、同第9条において補助金の他の用途への使用が禁止されていることから、補助金の充当状況に疑義が生じぬよう、生野区は、補助金と寄付金の取扱いも含め、地活協における補助金の充当状況の透明化を図るよう指導的な役割を果たされたい。</p>	<p>現在、A協議会に対して、防犯灯維持管理費を含む補助金に関する適切な取扱いについて改めて説明を行っています。定期的に面談を重ね、理事長、会計担当を中心に会計処理の改善に向けて指導を進めています。A協議会からも町会長会議の場等で各町会長に補助金の取扱いに関して説明するなど、適切な会計処理に向けて地域一体となって理解を深めてもらっていることを確認しています。</p> <p>また、生野区内の他の地域に対しても個別に訪問し、本件監査請求の内容について改めて周知しており、今一度、補助対象となる市民活動の分野、経費及び補助金の取扱いについて丁寧に説明を行い、適正な会計処理を実施するよう指導しております。</p> <p>区としても平成30年度の決算に向けて、適切に補助金の執行が行われるよう指導しており、今後再び同様の疑義が呈されることがないように、今まで以上に地域活動協議会理事会や事務局会議の場等で、中間支援組織とともに、適宜、指導を行い、会計事務をはじめとした、適切な協議会運営の支援に努めてまいります。</p>